



2022年3月1日

各位

会社名 株式会社網屋
代表者名 代表取締役会長 伊藤 整一
(コード:4258 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 森 行博
(TEL. 03-6822-9999)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第26回定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- 経営体制の変更に伴い、現行定款第14条と第22条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役社長に変更するものであります。
- 上記の新設、削除及び変更される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役会長</u> が招集し、その議長となる。 2. <u>取締役会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p><新設></p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 現行定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過したいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 現行定款第 14 条及び第 22 条の変更は、2022 年 3 月 26 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 本附則は、2022 年 3 月 31 日にこれを削除する。</p>

3. 変更の日程

- ・ 定款変更のための株主総会開催日 2022 年 3 月 25 日 (予定)
- ・ 定款変更の効力発生日 附則に記載のとおり